



児童扶養手当制度について

▶申し込み・問い合わせ
 子育て支援課 ☎73-3016

- 手当が支給されない場合**
- ・児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育者が、公的年金や遺
 - ・児童が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ・父または母の申立てにより保護命令を受けた児童
 - ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ・父または母の申立てにより保護命令を受けた児童

対象児童

児童扶養手当は、離婚や死亡などにより父または母がいない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童を育てている父もしくは母または養育者に対して、その児童が18歳になった年度末（障がいがある場合は20歳未満）まで支給されます。

- ・父母が離婚した後、どちらか一方とのみ生計を同じくしている児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童

手当額（月額）

- ・平成26年4月分から児童扶養手当額が変更になります。
- ・全部支給（月額）41,020円
- ・一部支給（月額）9,680円～41,010円
- ※2人目は5,000円、3人目以降は、3,000円ずつ加算されます
- ※一部支給額は、所得により10円単位で減額されます
- ※所得により手当の全部の支給が停止される場合があります



臨時給付金のお知らせ

▶問い合わせ
 ○子育て世帯臨時特例給付金 子育て支援課 ☎73-3016
 ○臨時福祉給付金 福祉課 ☎73-3015
 ○共通 厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192

消費税率の引き上げに伴い、家計への負担を減らすために、児童手当受給者に子育て世帯臨時特例給付金を、所得の低い人への暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

子育て世帯臨時特例給付金
 【支給対象者】
 次のどちらの要件も満たす人
 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付（※）を受給している人
 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人
 ※特例給付
 児童1人当たり月額一律5,000円が支給されること

【対象児童】
 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、次の児童は対象外。
 ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 ・生活保護制度の被保護者にあたる児童

【支給額】
 対象児童1人につき 1万円
臨時福祉給付金
 【支給対象者】
 平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない人。ただし、自

身を扶養している人が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。

【支給額】
 支給対象者1人につき 1万円
 ※支給対象者の中で次に該当する人は、5,000円が加算されます
 ・老齢基礎年金・障がい基礎年金・遺族基礎年金等の受給者、児童扶養手当・特別障がい者手当等の受給者など

2つの臨時給付金の申請方法
 ・申請先は、基準日（平成26年1月1日）において住民登録されている市町村です。
 ・申請・支給手続きについては現在準備中です。具体的な方法が決まり次第、広報紙やホームページでお知らせします。

振り込みの際の注意
 ・市や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、この支給のために、手数料などの振り込みを求めることもありません。
 ・現時点で、市や厚生労働省などが市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号など、個人情報照会することはありません。

活力ある地域経済社会の実現に向け

市産業振興基本計画の答申書が市産業振興審議会の稲田覚会長から市長に手渡されました。本審議会では、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画を作成するため、議論を重ねてきました。産業振興基本計画は、市ホームページに掲載しています。



3/17 三豊市役所



2/23

自身の記録をぬりかえ日本新記録

第14回ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会のマスターズⅢ男子59kg級で白川猛士さんが1位に輝きました。以前自身が作った日本記録を500グラム上回る130.5kgをマークし、二重の喜び。スポーツを通してたくさんの人と触れ合える喜びも感じているそうです。

手作りいちご大福は最高の味!!

青少年育成財田町民会議が行う「いちご大福に挑戦!!」に親子約80人が参加しました。財田町のいちごハウスで完熟のいちごを収穫し、甘い香りが漂う調理室で、子どもたちはあんこと奮闘しながら、一生懸命いちご大福を作りました。



3/16 すこやかプラザコスモス

みとよHOT NEWS



子どもの生活習慣病を未然に防ごう

胎児期からの健診結果や病気・アレルギーなどを記入し、健康に対する意識を高め、生活習慣病を予防しようと三豊・観音寺市医師会（池田博行会長）が健康手帳「Myカルテ」を作成しました。4月1日から母子健康手帳の発行と同時に子育て支援課で交付しています。